

保育におけるリトミックの意義に関する一考察
 — 幼稚園教育要領・保育所保育指針における音楽とリトミックの比較分析 —

A Study on the significance of the Eurhythmics in childcare
 -Comparative analysis between Course of study for Kindergarten /
 National Curriculum Guideline for Day Care Centre and the Eurhythmics -

長 島 礼* 五味 克久**

Rei NAGASHIMA* Katsuhisa GOMI**

要約：本研究の目的は、保育におけるリトミックの意義を改めて検討することである。調査1では、「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」における「音楽」の捉え方を調査分析し、調査2では、我が国のリトミック先駆者（小林宗作、天野蝶、板野平）のダルクローズ・リトミックに対する見解と、彼らの教育観や指導法を整理した。そして、調査1、調査2を踏まえ、保育で捉えられている「音楽」とリトミックを比較・分析することによって、これまでのリトミックの踏襲する部分と軌道修正する部分を明らかにすることを試みた。

その結果、保育における「音楽」は、自己表現およびコミュニケーションの手段であると捉えられていることがわかった。また、「音楽」を通じた「子ども」と「保育者」／「音」／「イメージ」／「表現」の4つの視点を見出した。そして調査2では、先駆者の教育観は様々であるにもかかわらず、音楽の諸要素を身体の動きを通して理解する、という非常に音楽教育的な指導内容である点が共通していた。ダルクローズがリトミックにおいて「自己表現」や「コミュニケーション」といったキーワードをどのように捉えているのか追究し、調査1の4つの視点に対し、どのようなリトミック的アプローチが可能かということについて検討する必要がある。

キーワード：保育における「音楽」、我が国のリトミック、ダルクローズのリトミック

1. 研究目的

ダルクローズ・リトミックは、スイスのE.J＝ダルクローズ（Emile Jaques-Dalcroze 1865-1950）が創案した音楽の教育方法論の1つである。我が国では一般に「リトミック」という言葉で定着しており、リトミックは、子どもの音楽教育や諸能力の開発、体育の基礎教育としてのみならず、音楽療法、子育て支援、高齢者の身体機能の維持のため等、様々な分野でその要素が活用されている。なかでも、長島（2013）¹⁾の調査によると、一般的には幼児教育のものとして認知される傾向にあるようだ。我が国のリトミックは、主に、小林宗作（1893-1963）、天野蝶（1891-1979）、板野平（1928-2009）によって普及されてきたと考えられている。また、我が国におけるリトミックが、世間一般的に幼児教育のものとして認知されるようになった要因として、小林宗作、天野蝶、板野平が、主に幼児教育の分野でリトミックを展開した経緯がある。すなわち、我が国の幼児教育の分野におけるリトミックは、その影響の大小はあるにせよ、この3人のいずれかの教育観を含

んでいると指摘できる。

過去に、長島（2010）²⁾が、保育の場におけるリトミックの在りようを明らかにする調査の一環として、保育者を対象にリトミックの理解に関する調査をしたところ、保育の場でリトミックの名称を知らない保育者はおらず、リトミックが保育の場に浸透しているかのような結果が示された。しかし実際は、リトミックについて何らかの説明ができた保育者は全体の30%（123名中37名）にとどまり、保育者の70%は、リトミックについて自分なりの理解を示すことが不可能であった。また、保育実践の中にリトミックを取り入れているか否かの自己判断に悩む姿も見られ、リトミックに関する理解が伴っていない現状が窺えた。或は、リトミックの存在を知らない可能性も推測された。これらの結果より、保育の場に於ける音楽活動（特に身体表現活動）は、リトミックの要素のいかに関わらず、保育者と子どもが楽しめる音楽遊びが実践されていると推測される。そして、我が国のリトミック教育が、主な普及の場となってきた幼児教育の分野において、正しく学ぶ

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程

** 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

（2014年4月1日 受付）
 （2014年5月26日 受理）

機会を逸している可能性が懸念される。現在の幼児教育の分野におけるリトミックの意義を、改めて検討する必要があるのではないだろうか。

そこで、本研究では、保育における音楽活動の捉え方としてどのようなことが基本となるのか、ということ、「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」を整理することによって示すとともに、前述したリトミックの先駆者である小林、天野、板野の、ダルクローズ・リトミックに対する見解や彼らの教育観と比較分析することによって、保育における「音楽」の捉え方とリトミックとの差異を明らかにし、踏襲する部分と軌道修正する部分について分析する。

II. 調査1「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の分析

II-1 方法

1998年告示の「幼稚園教育要領」および1999年通知の「保育所保育指針」と、2008年告示（現行）の「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」の全文より、「音楽」について記載されている箇所を抽出し、「ねらい」「内容」「留意事項・内容の取扱い/配慮事項」の3項に分類し、「幼稚園教育要領」（以下、「要領」）および「保育所保育指針」（以下、「指針」）において「音楽」がどのように捉えられているのかを考察する。2008年告示の「指針」は、その内容も性格も大きく改訂され、これまでの局長通知によるガイドラインから、大臣告示による最低基準として法律として取扱われることとなり、内容も、大綱化され骨子のみ残されている（大場2008）³⁾。また、保育の内容についての項目では、教育は0歳から養護と一体となって展開され、6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し（厚生労働省2008）⁴⁾と記された上で、6ヶ月未満児から6歳児までを1区分として「ねらい」や「内容」、「配慮事項」が記述されており、内容も2008年告示の「要領」と揃えられた。よって本稿では、現行の「要領」および「指針」において、

「音楽」がどのように捉えられているのかということについて検討するにあたって、現行の「要領」と「指針」のみならず、1989年告示の「要領」と1990年通知の「指針」をも提示することとした。

なお、本調査では、音楽活動に関する文章を抽出することを試みるが、音楽活動を「聴く」「歌う」「演奏する」「身体表現」「創る」活動に大別し、それらを「音・音楽を聴く」「歌を歌う」「楽器を演奏する」「身体を使って表現する」「自己表現」活動と捉え、これらの内容が含まれた文章を調査対象とする。また、子どもが言葉を獲得する過程は歌を歌い出す過程と混在していることや、子どもが言葉そのものの持つリズムや抑揚を楽しんでいる姿を見る時、それらを音楽活動としては捉えにくいかもしれないが、子どもが音楽を聴くことや歌を歌えるようになることを支える活動だと捉え、「言葉そのものの面白さを感じる」といった内容が含まれた文章も、抽出対象とした。

II-2 結果

(1)「音楽」に関する記述の有無

1998年告示・2008年告示の「要領」、および、1999年通知・2008年告示の「指針」の全文より、音楽に関する文章を抽出した。その結果、領域「表現」と領域「言葉」において記述があった。それぞれの「ねらい」「内容」「留意事項・内容の取扱い/配慮事項」における、「音楽」に関する記述の有無について、表1-1および表1-2にまとめた。

(2)「ねらい」に関する表記内容

1998年・2008年告示の「要領」の領域「表現」、領域「言葉」における「ねらい」について、「音楽」に関する事柄がどのように表記されているのか、それぞれ原文より抽出したものを、表2-1にまとめた。

1989年・2008年告示の「要領」の領域「表現」における「ねら

表1-1 1998年・2008年版「幼稚園教育要領」における「音楽」に関する記述の有無

	1998年告示「要領」						2008年告示「要領」					
	領域「言葉」			領域「表現」			領域「言葉」			領域「表現」		
	ねらい	内容	留意事項	ねらい	内容	留意事項	ねらい	内容	内容の取扱い	ねらい	内容	内容の取扱い
3～6歳児	—	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	○

表1-2 1999年・2008年版「保育所保育指針」における「音楽」に関する記述の有無

	1999年通知「指針」						2008年告示「指針」					
	領域「言葉」			領域「表現」			領域「言葉」			領域「表現」		
	ねらい	内容	配慮事項	ねらい	内容	配慮事項	ねらい	内容	配慮事項	ねらい	内容	配慮事項
6ヶ月未満	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—
6ヶ月～1歳3カ月未満児	○	○	○	○	○	○						
1歳3カ月～2歳未満児	○	○	—	○	○	○						
2歳児	○	○	○	○	○	○						
3歳児	—	○	—	○	○	○			—			○
4歳児	—	—	○	○	○	○						
5歳児	—	○	—	○	○	○						
6歳児	—	○	—	○	○	○						

表2-1 幼稚園教育要領「ねらい」における「音楽」に関する表記内容

	1998年告示「要領」		2008年告示「要領」	
	領域「言葉」	領域「表現」	領域「言葉」	領域「表現」
3歳～6歳児	—	(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	—	(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ

い」には、多少の文言の違いはあるものの大きな相違はなく、3歳から6歳までの区分において、以下の①から③のような内容が記述されていた。これらの内容は、年齢があがるにつれ変化するのではなく、3歳から6歳までのどの年齢においても「ねらい」として記述されており、加齢とともに内容を深めることが求められている。

- ① 感性を育むこと
 - ② 様々な方法で自己表現すること、また、その自己表現を楽しむこと
 - ③ 自分の気持ちを適切に表現できる方法を見つけること
- つまり、「要領」の「ねらい」では、「自己表現」ということが重視されており、様々な心動かされる経験を積み重ねること、そして、自分の感じたことや考えを膨らませ、表現を楽しむこと、また、表現する手段を見つけることが「ねらい」とされている。音楽の側面から捉え直すと、音楽を手段として自分の思いを表現する活動だといえる。音楽活動のベースになる「聴く」活動は別として「歌う」「演奏する」「身体表現」「つくる」といった活動は、自己表現の方法として位置している。以下の図1は、子どもの表現手段が「音楽」「造形」「言葉」「身体表現」といったものだけではないこと、また、子どもの表現は様々な手段が一緒になって表現されるものであることを踏まえたうえで、便宜上『幼稚園

教育要領解説書』に記述されている文言を用い図にまとめたものである。

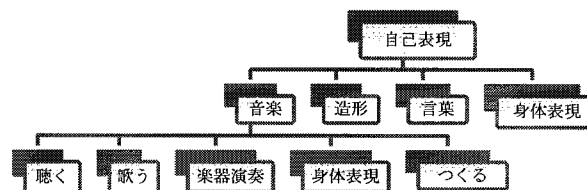


図1. 「要領」および「指針」における「音楽」の位置付け

なお、1998年・2008年告示の「要領」の領域「言葉」における「ねらい」には、該当する記述はなかった。

一方、1999年通知・2008年告示の「指針」の領域「表現」および領域「言葉」における「ねらい」についても、「音楽」に関する事柄がどのように表記されているのか、それぞれ原文より抽出したものを、表2-2にまとめた。

まず、2008年告示「指針」の領域「表現」における「ねらい」は、2008年告示の「要領」と内容が揃えられており、感性を育むこと、自己表現すること、そして、自分の気持ちに適した表現方法を見つけ楽しむこと、が「ねらい」として重視されている。また、1990年通知の「指針」の領域「表現」における「ねらい」では、月齢や年齢があがるにつれて、以下の①から⑥のように内容

表2-2 保育所保育指針「ねらい」における「音楽」に関する表記内容

	1999年通知「指針」		2008年告示「指針」	
	領域「言葉」	領域「表現」	領域「言葉」	領域「表現」
6ヶ月未満児	—	(6) 安心できる人的、物的環境のもとで、運動的な活動を促し、また、聞く、見るなど感覚の働きが豊かになるようにする。	—	①いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
6ヶ月～1歳3か月未満児	—	(7) 聞く、見る、触るなどの経験を通して、感覚や手や指の機能を働かそうとする。	—	
1歳3か月～2歳未満児	—	(11) 身近な音楽に親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。	—	
2歳児	—	(6) 保育と一緒に全身や手や指を使う遊びを楽しむ。 (11) 興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で、保育士とともに好きなように表現する。	—	
3歳児	—	(14) 感じたことや思ったことを描いたり、歌ったり、体の動きによって模倣したりして、自由に表現しようとする。	—	
4歳児	—	(15) 身近な事物などに関心を持ち、それらの面白さ、不思議さ、美しさなどに気づき、感性を豊かにする。 (16) 感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で表現する。	—	
5歳児	—	(14) 身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに対して感性を豊かにする。 (15) 感じたことや思ったこと、想像したことなどを工夫して、様々な方法で表現する。	—	
6歳児	—	(16) 身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さなどに対する感性を豊かにする。 (17) 感じたことや思ったこと、想像したことなどを工夫して、目標をもって様々な方法で表現する。	—	

が変化している。④以降に関しては、④と⑤、④と⑤と⑥というように、年齢があがっても繰り返し「ねらい」として示されている内容である。

- ① 運動機能や感覚機能の動きを促す
↓
- ② 音楽に親しみ、体を使った遊びを楽しむ
↓
- ③ 自分の思いを、身体表現や歌うなどといった表現で自由に表す
↓
- ④ 身近な社会や自然現象に興味をもち、感性を豊かにすること
↓
- ⑤ 自分の思いを、工夫して様々な方法で表現すること
↓
- ⑥ 自分の思いを、工夫して目的をもって様々な方法で表現すること

つまり、1999年通知の「指針」の「ねらい」においても、「要領」や2008年告示の「指針」と同様、「自己表現」ということが重視されており、その基盤として、第一に、乳児期や幼児期前期には、運動機能や感覚機能を育むこと、第二に、体の動きや歌うことによって自己表現する経験をもつこと、そして第三に、感性を育むこと、第四に、様々な方法で自分の思いを自由に表現し楽しむ、ということが「ねらい」として挙げられており、「指針」においても、「音楽」は自己表現の手段の一つとして捉えられている。

なお、1999年通知・2008年告示の「指針」の領域「言葉」における「ねらい」においては、「音楽」に関係するような内容は記述されていなかった。

以上、「要領」「指針」の領域「表現」における「ねらい」をまとめると（領域「言葉」には該当記述なし）、感性を育むこと、様々な手段を用いて自分を表現すること、そして自己表現を楽しむこと、が「ねらい」として重視されている。よって、音楽の活動においても「聴く」「歌う」「楽器演奏」「身体表現」「つくる」といった方法によって自己表現することが求められており、これらの方法そのものにおける「ねらい」は特記されていなかった。

なお、領域「言葉」においては、その主な「ねらい」は言葉の獲得であり「音楽」に関する記述は見受けられなかったが、乳幼児の言語の獲得を促す関わりとして、保育者や仲間との交わりが豊かであることが子どもの発語を促すことをふまえると、その交わりの中には、単純な言葉のやり取りだけでなく、言葉の面白さを用いた関わりがあり、その後の音楽活動を支える活動が含まれ

ていると考えられる。

(3)「内容」に関する表記内容

次に、1998年・2008年告示の「要領」の領域「表現」、領域「言葉」における「内容」について、「音楽」に関する事項がどのように表記されているのか、それぞれ原文より抽出したものを、表3-1にまとめた。

1998年・2008年告示の「要領」の領域「表現」における「内容」では、様々な自己表現の手段の中から「音楽」に焦点を絞り、音楽に関する事柄について示された「内容」を抽出することができた。1998年告示の「要領」と2008年告示の「要領」では、多少の文言の違いはあるものの大きな相違はなく、3歳から6歳までの区分において、以下の①から③のような内容が記述されている。加齢に関係なく、繰り返し経験し、経験を積み重ね内容を深めていくことが求められている。

- ① 音や音楽（声、歌なども含む）を楽しむ
- ② 自分の思いを音や動きで自由に表現する
- ③ 音楽で十分遊び、歌を歌うことや楽器を鳴らすことを楽しむ

つまり、1998年・2008年告示の「要領」の領域「表現」における「内容」では、「音楽」に関する事柄は、音楽が自己表現の手段の1つとして身近なものになるよう、音楽で十分に遊び音楽に親しむこと、具体的には「聴く」「歌う」「楽器遊び」「身体表現」「つくる」といった音楽活動を十分経験し楽しむことが挙げられている。

なお、1998年・2008年告示の「要領」の領域「言葉」における「内容」では、「(7)生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く」と書かれており、『幼稚園教育要領解説』によると、「言葉自身もつ音や響き、保育者より発せられる音声の響きやリズム等に幼児が気付き、それらが、言葉の感覚を豊かにしていくことにつながる」とある。これらの言葉に対する気づきは、言葉の感覚を豊かにするとともに、音楽的な感覚をも育むものと捉えられる。

一方、1999年通知・2008年告示の「指針」の領域「表現」、領域「言葉」における「内容」についても、「音楽」に関する事項がどのように表記されているのか、それぞれ原文より抽出したものを表3-2にまとめた。

1999年通知の「指針」と2008年告示の「指針」の領域「表現」における「内容」について、1999年通知の「指針」では年齢ごとに挙げられていた「内容」は、2008年告示の「指針」では4つの内容にまとめられ、6か月未満児から6歳児までの発達区分の共通事項として記述されている。また、その内容は、文言の違いは

表3-1 幼稚園教育要領「内容」における「音楽」に関する表記内容

	1998年告示「要領」		2008年告示「要領」	
	領域「言葉」	領域「表現」	領域「言葉」	領域「表現」
3歳～6歳児	(7)生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。	(1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり楽しんだりする。 (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり自由にかいたりつくったりする。 (6)音楽に楽しみ、歌を歌ったり簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。	(7)生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。	(1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。 (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。 (6)音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。

表3-2 保育所保育指針「内容」における「音楽」に関する表記内容

	1999年通知「指針」		2008年告示「指針」	
	領域「言葉」	領域「表現」	領域「言葉」	領域「表現」
6ヶ月未満児	(13) 子どもに優しく語りかけをしたり、歌いかけたり、泣き声や喃語に答えながら、保母とのかかわりを楽しめるものにする。 (14) 優しく言葉をかけてもらいながら、聞いたり、見たり、触ったりできる玩具などで遊びを楽しむ。	(16) 保母の歌を楽しんで聞いたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しむ。	⑨生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。	②保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。 ③生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ⑧音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器をを使ったりする楽しさを味わう。 ⑩自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。
6ヶ月～1歳3カ月未満児	—	(17) 保母と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、また、体を動かしたりして楽しむ。		
1歳3カ月～2歳未満児	(17) 興味ある絵本を保育士と一緒に見ながら、簡単な言葉の繰り返しや模倣をしたりして遊ぶ。	(17) 保母と一緒に簡単な歌や手遊びをしたり、リズムに合わせて、体を動かしたりして遊ぶ。		
2歳児	(15) 絵本や紙芝居を楽しんで見たり聞いたりし、繰り返しの言葉の模倣を楽しむ。	(17) 保母と一緒に簡単な歌や手遊びをしたり、リズムに合わせて、体を動かしたりして遊ぶ。		
3歳児	(4) 興味を持った言葉を、面白がって聞いたり言ったりして楽しむ。	(1) 身の回りの様々なものの音、色、形、手ざわり、動きなどに気づく。 (2) 音楽に親しみ、聞いたり、歌ったり体を動かしたり、簡単なリズム楽器を鳴らしたりして楽しむ。 (5) 絵本や童話などに親しみ、興味を持ったことを保母と一緒に言ったり、歌ったり様々にして遊ぶ。		
4歳児	—	(1) 様々な音、形、色、手ざわり、動きなどに気づき、驚いたり感想したりする。 (2) 友達と一緒に音楽を聴いたり、歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。		
5歳児	(6) 童話や詩などを聞いたり、自ら表現したりして、言葉の面白さや美しさに興味を持つ。	(1) 様々な音、形、色、手ざわり、動きなどを周りのものの中で気づいたり見つけたりして楽しむ。 (2) 音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう。		
6歳児	(6) 童話や詩などの中の言葉の面白さ、美しさに気づき、使って楽しむ。	(1) 様々な音、形、色、手ざわり、動きなどに気づき、感動したこと、発見したことなどを創造的に表現する。 (2) 音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう。 (6) 感じたこと、想像したことを、言葉や体、音楽、造形などで自由に表現したり、演じるなど、様々な表現を楽しむ。		

あるが、2008年告示の「要領」に記述されている内容と大きな違いはなかった。一方、1999年通知の「指針」における「内容」では、月齢や年齢があがるにつれ、内容が以下①から⑤へと変化している。

- ① 保育者との関わりを通して、声や音の響きに興味・関心をもつ
↓
- ② 歌を聞いたり、歌ったり身体表現を通して音楽を楽しむ
↓
- ③ 音や音楽（声、歌なども含む）に興味関心を持ち、楽しむ
↓
- ④ 音楽で十分遊び、歌を歌うことや楽器を鳴らすことを楽しむ
↓
- ⑤ 自分の思いを音や身体表現など様々な方法で自由に表現する

つまり、1999年通知の「指針」の領域「表現」における「内容」では、第一に、安定した人的・物的環境のもと、声や音の響き、リズムなどに興味関心をもつこと、第二に、歌を聞いたり歌ったりすることや身体表現することを楽しむ、そして第三に、歌を歌

うことや楽器を鳴らすことを楽しみ音楽に親む、第四に、これ等の経験を通して、音楽的な要素を用いて自己表現することが挙げられている。

なお、1999年通知の「指針」の領域「言葉」における「内容」では、月齢や年齢があがるにつれ、第一に、保育者との交わりを通して言葉に興味をもち、第二に、模倣や繰り返しを楽しみながら発語が促され、第三に、言葉に興味をもち、言葉への興味を広げる、ということが挙げられている。これらの内容は、2008年告示の「指針」では「⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く」とまとめられており、2008年告示「要領」と同様の記述である。『保育所保育指針解説』によると、子どもは、「保育士等の話す言葉に惹き込まれたり、繰り返す言葉のリズムの楽しさや音の響きのおもしろさに気付いたり、自ら使って楽しもうとする」、また、「子どもの興味や好奇心を満たすような絵本や詩や歌などを通して、言葉の世界を味わいながら、子どもが言葉への豊かな感覚を身に付けていくことができるように」とあり、このような日常の行為は、後に、聞くことや歌うことの基盤になっていくと思われる。

以上をまとめると、「要領」「指針」の領域「表現」、領域「言葉」における「内容」では、まず、保育者とのやりとりを通して、

声や音のリズムや抑揚、音色に興味や関心を寄せ、そして、歌うことや身体表現、さらには、楽器遊びといった活動を十分楽しむことを通して音楽に親しみ、最終的に音楽を手段とした自己表現を楽しむということが挙げられている。

(4) 「留意事項／内容の取扱い」および「配慮事項」に関する表記内容

1998年・2008年告示の「要領」の領域「表現」、領域「言葉」における「留意事項／内容の取扱い」について、「音楽」に関する事柄がどのように表記されているのか、それぞれ原文より抽出したものを表4-1にまとめた。

1998年告示の「要領」と2008年告示の「要領」の領域「表現」における「留意事項／内容の取扱い」では、多少の文言の違いや文章の前後の入れ替わりはあるものの、大きな相違はなく、3歳から6歳までの区分において、以下の①から③のような内容が記述されている。

- ① 豊かな感性は、日常生活における感動体験を保育者や友達と共有し、様々に表現することによって養われるようにすること
- ② 表現意欲を満足させられるような材料や用具などを適切に整えること
- ③ 幼児の素朴な表現を大切に、生活と乖離した特定の技能の指導は行わないようにすること

つまり、「要領」の「留意事項／内容の取扱い」では、豊かな感性を育むことに対する配慮や自己表現を十分に満足できるような環境を整えること、そして、幼児のそのままの表現や表現に至る過程を価値あるものと受け止めることが挙げられている。

なお、1998年・2008年告示の「要領」の領域「言葉」における「留意事項／内容の取扱い」については、「音楽」に関するような内容は記述されていなかった。

一方、1999年通知・2008年告示の「指針」の領域「表現」、領域「言葉」における「配慮事項」についても、「音楽」に関する事柄がどのように表記されているのか、それぞれ原文より抽出したものを表4-2にまとめた。

1999年通知・2008年告示の「指針」の領域「表現」における「配慮事項」について、1999年通知の「指針」では、発達区分ごとに

「配慮事項」が挙げられているのに対して、2008年告示の「指針」では「3歳以上児の保育に関わる配慮事項」として3歳児以上の区分で「配慮事項」が記されている。

1999年通知の「指針」では、6ヶ月未満児から2歳児までの発達区分では「音楽」に関する事柄についての「配慮事項」が見受けられ、3歳から6歳児までの発達区分では、「自己表現」に関する「配慮事項」が記述されている。そしてその内容は、月齢や年齢があがるにつれて、以下の①から⑥のように変化している。

- ① 遊びを通して感覚の発達が促されるように配慮する
↓
- ② 音楽との関わりが満足感を味わえるものとなるように配慮する
↓
- ③ 模倣活動を十分楽しめるように配慮する
↓
- ④ 身体表現を楽しめる遊びを多く取り入れるように配慮する
↓
- ⑤ 保育士が、歌や曲を正しく美しく表現するように配慮する
↓
- ⑥ 感動体験を多く持てるような環境を整え、表現する意欲が育つよう配慮する

そして、続く4歳から6歳児の発達区分では、文言の違いはあるものの、以下の⑦から⑨までの内容が挙げられている。

- ⑦ イメージが湧き出するような素材、玩具、用具、生活用品を用意する
- ⑧ 友達同士お互いを認め、協力し合って表現する喜びを味わえるよう配慮する
- ⑨ 自己表現の過程に価値をおき、結果を重視し生活と乖離した特定の技能の習得に偏らないよう配慮する

つまり、1999年通知の「指針」の領域「表現」における「配慮事項」では、第一に、感覚の発達を促すことや、音楽との関わりが充実したものとなるよう配慮すること、第二に、模倣活動を楽しむ時期を経て、歌うことや身体表現を楽しめるようにすること、第三に、幼児期に適した適度な刺激ある環境を整え、表現意欲が育つようすること、そして、4歳から6歳児の発達区分では、環境に対する配慮、子ども同士の関わりにおける配慮、表現過程に

表4-1 幼稚園教育要領「留意事項／内容の取扱い」における「音楽」に関する表記内容

	1998年告示「要領」		2008年告示「要領」	
	領域「言葉」	領域「表現」	領域「言葉」	領域「表現」
3歳～6歳児	—	(1) 豊かな感性は、日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し様々に表現することなどを通して養われるようにすること。 (2) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ表現する意欲を十分に発揮させることができるような材料や用具などを適切に整えること。 (3) 幼児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切に、生活と乖離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。	—	(1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。 (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

表4-2 保育所保育指針「配慮事項」における「音楽」に関する表記内容

	1999年通知「指針」		2008年告示「指針」	
	領域「言葉」	領域「表現」	領域「言葉」	領域「表現」
6ヶ月未満児	—	(12) 玩具などは、大きさ、形、色、音質など子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達に効果あるものとなるように配慮する。	—	—
6ヶ月～1歳3カ月未満児	—	(14) 保育者の優しい歌声や、快い音楽を聴く機会を豊富にし、また、好きな歌や音楽は繰り返すようにして、満足感を味わえるようにする。さらに、大人の動作を見てまねをする喜びと力を育てていくようにする。	—	—
1歳3カ月～2歳未満児	—	(11) 全身を使うような遊びや手や指を使う遊びでは、子どもの自発的な活動を大切にしながら、時には保育者がやってみせるなど保育者と一緒に楽しんで遊べるようにする。 (12) 保育者と一緒に絵本を見ながら、絵本の内容を動作や言葉で表したり、歌を歌ったりなどして、模倣活動を楽しめるようにする。	—	—
2歳児	—	(7) 子どもが、楽しみながら全身や手を使う活動ができるような遊びを取り入れる。 (14) 歌うことや、音楽に合わせて身体を動かすことを好むので、子どもの好む歌、簡単な歌詞、旋律の歌や曲を正しく、美しく表現するように配慮する。	—	—
3歳児	—	(1) 身近なものに直接触れたり扱ったりして、新しいものに驚いたり不思議に思うなど感動する経験が広がるように配慮する。 (2) 個々の子どもの興味や自発性を大切に、一斉に経験させようとせず、自分から表現しようとする気持ちが育つように配慮する。	—	カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。 ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意すること
4歳児	(2) 日常会話や絵本、童話、詩などを通して、様々な言葉の決まりや面白さに気づき、言葉の感覚が豊かになるように配慮する。	(1) 子どものイメージが湧き出るような素材、玩具、用具、生活用品などを用意して、のびのびと表現して遊ぶことができるように配慮する。保育者の言動は、子どもが美しいものを感じたり、よいものを選んだりすることに強い影響力を及ぼすので、その言動に留意する。 (2) 子ども同士のまねや認め合いを大切にしながら、表現する意欲や創造性を育てるように配慮する。 (3) 表現しようとする気持ちを大切に、生活と遊離した特定の技能の修得に偏らないように配慮する。	—	—
5歳児	—	(1) 表現しようとする意欲を高め、結果にとらわれず、個々の子どもの創意工夫を認め、創造的な喜びが味わえるように配慮する。 (2) 子どもの考えや子ども同士の認め合いを大切に、みんなで一緒に表現することの喜びを味わうことができるように配慮する。 (3) 表現しようとする気持ちを大切に、生活と遊離した特定の技能の修得に偏らないように配慮する。	—	—
6歳児	—	(1) 表現しようと思うもののイメージが湧くような雰囲気をつくり、様々な材料や用具を適切についかえるようにしながら、表現する喜びを味わい、創造性が豊かになるように配慮する。 (2) 子ども同士と一緒に活動する場合は、お互いに相手の立場を認め合いながら、協力し合って表現することの喜びを感じることができるよう配慮する。 (3) 表現しようとする気持ちを大切に、生活と遊離した特定の技能の修得に偏らないように配慮する。	—	—

価値をおき結果重視の技能の習得に偏らない、ということが挙げられている。また、保育者自身の課題として、歌や曲を正しく美しく表現すること、保育者の言動が子どもに強い影響力を及ぼすことに留意するよう記されている。

また、2008年告示の「指針」においては、3歳以上児の保育に関わる配慮事項として、以下のことが記述されており、2008年告示の「要領」と重なる部分が多い。

- ① 子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力は、自然との触れ合いによって培われること
- ② 自己表現を充実させるべく様々な環境の構成に留意すること

なお、「指針」の領域「言葉」における「配慮事項」は、1999年通知の「指針」の4歳児の発達区分のみに記されており、日常会話や絵本などを通して、言葉の抑揚やリズムの面白さに気付き、言葉に対する感覚が豊かになるよう配慮することが記述されている。

以上をまとめると、「要領」「指針」の領域「表現」、領域「言

葉」における「留意事項・内容の取扱い」および「配慮事項」では、3歳未満児に関しては、感覚の発達に効果のあるような環境構成、心地よい音楽を聞くことにより満足感を味わう経験、そして、保育者を模倣する機会を持ちながら、歌や身体表現を方法とした自己表現意欲が育まれるよう、また活動を楽しめるよう配慮することが記述されている。3歳児以上では、身近な環境と十分に触れ合う中で心動かす体験をし、その感動は保育者や他児と共有することによって育まれること、また、自己表現しようという意欲を受け止め、幼児が幼児らしい表現を楽しめるように配慮すること、幼児が表現意欲を十分に満足させられるような環境構成について配慮するよう記述されている。

II-3 考察

(1) 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」について

以上の結果から、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」において、「音楽」は「自己表現」の手段として、下記のように捉えられているとまとめられる。

つまり、保育の場において「音楽」は、まずは子どもと音（声や音楽）との出会いというところから始まり、次に、歌を聞いたり歌ったり、身体の動きを伴って音楽を楽しむようになり、さらには、その本能的な動きが意図された表現となり自己表現に繋がっていくものと考えられる。また、楽器で遊ぶ経験を十分にもつことを通して、声や身体だけでなく、楽器に自分の思いを託すということも可能になってくる。そして、自己表現する意欲が湧いたり、自己表現を楽しむことのきっかけとして、心動かされる感動体験が前提としてある。

また、『保育所保育指針解説書』には、「子どもと表現活動を楽しみながら保育者自身も感性やセンスを磨いていくことが求められる」と記述されており、音楽には子どもと保育者とのコミュニケーションの役割があり、音楽活動では子どもと保育者が互いに影響し合い共感する関係にあることが述べられている。

以上を踏まえ、「保育における音楽の捉え方」を考える場合、以下のような視点が考えられる。

- ① 「音楽—子ども—保育者」の関係
人的環境としての保育者、環境を構成する保育者など
- ② 「音楽—子ども—音」
様々な音のもつ面白さ、音環境
- ③ 「音楽—子ども—イメージ」
音楽を楽しむこと、音楽からイメージを膨らませることなど
- ④ 「音楽—子ども—表現」
身体表現（音楽があって動きが出現する場合と、動きがあって音楽が伴う場合がある）、歌うこと、楽器演奏など

III 調査2 我が国のリトミック先駆者のダルクローズ・リトミックについての見解と、彼らの教育観

III-1 目的・方法

調査1により、「要領」「指針」において、「保育における音楽の捉え方」について考える場合、「音楽—子ども—保育者」の関係、「音楽—子ども—音」の関係、「音楽—子ども—イメージ」の関係、「音楽—子ども—表現」の関係の4つの視点が考えられることがわかった。次に、我が国においてリトミックの普及に尽力した先駆者（小林宗作、天野蝶、板野平）のダルクローズ・リトミックに対する見解と彼らの教育観を、彼らの主要な著書より整理し、「保

育における音楽の捉え方」と「リトミック」の差異について考察する。

III-2 結果

(1) 小林宗作（1893-1963）について

① ダルクローズ・リトミックに対する見解

小林はダルクローズのリトミックについて「リズムに依り精神と肉体との調和と発達とを企てた新教育法であって、心身のリズム運動に依り、神経作用を整調し想像力を醸し出し、創造力を発達させるものである⁵⁾。」そして、「最初ダルクローズ氏はリトミックを音楽教育改革のために創案されたのであったが、之が効果は、音楽や舞踊をはじめとしてリズムに依って立つ、凡ての芸術教育の基礎となるのみならず、実にリズムの支配を受ける人間の全ての機能の発達を助け、全人的調和をもたらす唯一のものとして今や全世界の識者より認められつつある⁶⁾。」と述べている。

② 教育観

小林は「或る一つを学ぶことが他の多くの諸問題に直接間接に役立つような指導法はないものか」と考え、「先ず天分開発を企て、芸術的修養に依って科学の進歩をうながし、リズム的教養に依って心身の調和と発達を企て、最小努力を以て最大効果をもたらし、凡て無駄ごとのない様我々の生活を整理したいものである。結局最後の目的はここにある。」と述べ、「総合リズム教育」を創案する⁷⁾。具体的には、『体操のリズム』『音楽のリズム』『舞踏のリズム』『ピアノのリズム』『線のリズム』『形のリズム』『色のリズム』『言葉のリズム』『表現のリズム』等の各科共通要素の科学的分析をリズム学で整理せるもの⁸⁾。また、「各科に最小努力で最大効果をもたらすべき指導案を一つの原理で指導することの出来る新組織」。そして、「これ等の天分改造の道を開拓し、リズムカルな性格を創造するもの⁸⁾」であると述べている。

③ 指導方法

小林宗作の教育観に基づいた指導法について、小林宗著作『総合リズム教育 基本 リズム体操上巻』（大衆騰写印刷研究所、1932、全34p）を参考に以下に整理した。本書は、四章に分けて記述されており、小林によると、『リズム体操』は、『音楽リズム』『造形リズム』と結合して舞踊や表現体操に、また、『音楽リズム』と結合すると完全無欠なる音楽教育法となり、『造形リズム』『色彩リズム』との結合は図画、手工、建築、工芸、照明、意

表5-1 「指針」「要領」における「音楽」の捉え方

	「ねらい」	「内容」	「配慮事項」
第一	・運動機能や感覚機能の動きを促す。	・保育者との関わりを通して、声や音の響きに興味・関心をもつ。	・遊びを通して感覚の発達が促されるように配慮する。
第二	・音楽に親しみ、体を使った遊びを楽しむ。	・歌を聞いたり、身体表現を通して音楽を楽しむ。	・音楽との関わりが満足感を味わえるものとなるように配慮する。 ・模倣活動を十分楽しめるように配慮する。 ・身体表現を楽しめる遊びを多く取り入れるように配慮する。
第三	・自分の思いを、身体表現や歌うなどといった表現で自由に表す。	・歌を歌ったり、身体表現を通して音楽を楽しむ。	・感動体験を多く持てるような環境を整え、表現する意欲が育つよう配慮する。
第四	・感性を豊かにすること。 ・自分の思いを、工夫して様々な方法で表現すること。 ・表現する喜びを味わい、自分の気持ちを適切に表現できる方法を見つけること。	・音や音楽（声、歌なども含む）に興味関心を持ち、楽しむ。 ・音楽で十分遊び、歌を歌うことや楽器を鳴らすことを楽しむ。 ・自分の思いを音や身体表現など様々な方法で自由に表現する。	・豊かな感性は、日常生活における感動体験を保育者や友達と共有し、様々に表現することによって養われるようにすること。 ・表現意欲を満足させられるような材料や用具などを適切に整えること。 ・幼児の素朴な表現を大切に、自己表現の過程に価値をおき、生活と乖離した特定の技能の習得に偏らないよう配慮する。

匠、装飾等の諸芸術教育の基礎として感覚及意識を醒し発達せしめるものである」としている。以下は、「リズム体操 上巻」の内容を、目次をもとに筆者が加筆し、整理したものである。

第一章 自然運動 運動技巧の一般規則 (一)

歩行 ピアノに合わせて歩くこと

- ① 自然歩行
- ② 歩行の変化 (速度, 強弱, クレッシュェンド等)
- ③ 分析 (時間, 空間, エネルギーについて)

第二章 二拍子 運動技巧の一般規則 (二)

・拍子の定義 (強弱の組み合わせによって拍子が生まれる)

2拍子の誕生

- ① 自然歩行から2拍子の誕生へ
- ② アクセント付け

變形法 (四分音符を基準として, 音符の長さの説明がされている)

強さ (強弱に関する事柄について)
方向 (音高に適した身体表現について)

・小節 運動技巧の一般規則 (三)

小節とは? (言語における単語の如し)

- ① 小節の區切法 (身体の部位で異なったリズムを表現する)
- ② 小節のリズム (歩行と呼吸について)
- ③ 變形法 (タイについて)

強さ (強弱に関する事柄について)
方向 (音高に適した身体表現について)

・楽句 運動技巧の一般規則 (四)

楽句とは? (文章に於ける二つの単語を綴ること 即ち小節二つを連合すること)

- ① 楽句の區切法 (リズムパターンについて)
- ② 楽句の構成とリズム (リズムパターンについて)

強さ (強弱に関する事柄について)
高さ (1度から5度までを身体表現する)

・楽節 運動技巧の実際 (一)

- ① 柔軟運動
- ② 緊張運動
- ③ 沈下振動

楽節 (四小節)

- a 楽句2つを連合すると楽節が生まれる
- b 楽節區切点點には長音符か黙符を置く
- c 二つの楽句の連合点には短い音符を置くことあり

楽節の構成法 (リズムパターンについて)

強さ (強弱に関する事柄について)
方向 (1度から5度までを胸, 腕, 足で表現する)

本書では, 続いて, 第三章は三拍子, 第四章は四拍子について, 同様に記述されている。

小林の「総合リズム教育論」の内容に関しては, さらに研鑽することが必要であるが, 本書を概観すると, 前述したように「リトミックが, 芸術教育の基礎となるのみならず, リズムの支配を受ける人間の全ての機能の発達を助け, 全人的調和をもたらす唯一のものである」という見解のもと, そのリズム教育を, 音楽教育を軸にして実践しようと試みていたと思われる。本書は楽典の基礎的な内容で構成されており, それらを理解するために, 身体の動きが用いられている。

(2) 天野蝶 (1891-1979) について

① ダルクローズ・リトミックに対する見解

天野はダルクローズのリトミックについて, 「ダルクローズのリトミックは, 全身で音楽を表現し得る能力を育成するもので, 直接には音楽, 舞踏等芸術芸能の根底となるばかりでなく, 全教育全生活を科学化芸術化する根底となるものである。その訓練の過程で集中力, 反応力, 統御力が練磨され, 運動中枢と運動神経と筋肉の連結が敏速に正確になることによって, 此の表現の自由が創造への能力を生む根源となり, 且つ自己を他のものへ調和させる根底となる。且つ容易にリズムにのり, リズムを作り得る能力が増大する結果, 日常生活のすべての身体活動にも無意識運動がたやすくつくられるため, 最小のエネルギーで疲労少なく最大の結果をかち得ることができる⁹⁾。」と述べている。

② 教育観

天野は, 自分は体育の教師であるから, ①反応力, ②集中力, ③統御力の養成を目的とした体育の基本訓練としての新しいリトミックを創ろうと考えた¹⁰⁾。ピアノの代わりに天野式リズム太鼓を創案し, 小学校3年生以上に適用するシステムを作った。また, ダルクローズ・リトミックはその表現の功拙は問わなかったが, 天野はリトミック教育を体育の基本訓練教材としたかったために, 技も体育的に芸術的に表現することを目指した¹¹⁾。そしてこれらは, 「天野式テクニック・リトミック」として確立される。一方, 幼稚園及び小学校低学年の子どもたちに対して太鼓では効果が挙がらないと感じ, 和音進行を使った即興演奏法による指導を行う¹²⁾。その楽譜は, 天野蝶著『ピアノ即興奏法 (カデンツズ応用)』(共同音楽出版社, 1970, 全76p)として出版され, 保育者や小学校教諭がこの楽譜を活用し, 教育の場に天野式幼児リトミックを取り入れられるよう配慮した。

③ 指導方法

天野蝶の教育観に基づいた指導法について, 天野蝶著『幼児リトミック』(共同音楽出版社, 196, 全125p)を参考にし, 以下に整理した。本書は, 大きくAからEの項目に分けられているが, 特に, 天野蝶が考案した「幼児リトミック」の指導要項及び指導方法 (項目D)を取り上げる。以下は, 項目Dの指導要項及び指導方法の内容を整理したものである。

一 拍子感の体得 (強弱感)

- (1) 拍子の種類及び名称
- (2) 拍子の表現種類と其の動作
(二, 三, 四拍子について動きが示してある)
- (3) 拍子感の指導方法 (留意事項が述べられている)

二 音符の相互的時価体得

- (1) 音符の種類と名称 (幼児と児童に分けて記述)
- (2) 音符表現の動作 (手足の表現動作について記述)
- (3) 指導法

その一 音符の名称を指導者の言葉で発令して音符の相互的時価を体得させる

その二 ピアノの音符又はリズムをききわけて表現する

その三 視覚を通しての練習

三 手足のコントロール

手足で音符の長さを表現する。手は四分音符, 足は二分音符

等

四 和音感訓練

主として注意集中訓練の材料として、主要三和音を識別し体得させ音高に対して注意するよう導く。

- (1) 三和音を形で表現させる
- (2) ドレミの階名で和音を体得させる
- (3) 和音感訓練の種類
- (4) 和音の中の各音名を発声させる

五 その他

- (1) 強弱感の体得
- (2) テンポ感の体得

幼児リトミック指導に必要な各種動作

- (1) 注意集中訓練
- (2) 方向及手の左右感体得
- (3) 隊形のつくり方

幼児リトミックと同時に指導するリズム訓練用諸教材

天野は、「幼児が興味をもって楽しく活動できること、そして、現在及び将来の全教育、全生活の基礎となる教育をする為には、教材や方法に工夫が必要」と考え、以下の3つを提案している。

- (1) 幼児テクニック(リズム運動に必要な基本技術、動きの種類)
- (2) 幼児リズム体操

(一、二種の運動を用い、子どもが遊びの中で興味のある題材を用いた体操)

- (3) リズム遊戯

天野は、「創意創作を全面的に否定するわけではないが」と断った上で、「創作の中で身体表現ほど(遊戯・ダンス・舞踊)困難なものはないため、表現技術の基礎となる基本(リトミック)を授けながら多くの規制遊戯によって各種の動きを体得させ、リズムにのり、リズムをつくることのできる心身を養成したい」と考えていた。

以上のように、天野の「幼児リトミック」の指導法を概観すると、幼児の興味・関心のある題材を用い、幼児が能動的に参加し楽しめるよう、工夫を凝らしながら指導計画が考えられていることがわかる。「幼児リトミック」の特徴は、天野が体育教師であり音楽も得意であったことから、音楽を構成する要素である拍子、音符、和音への理解や、リズム運動に必要な動きの体得を求めていることである。そして、その指導方法は、指導者が指示する動き(決められた身体の動き)による活動であり、技を体育的、芸術的に表現することを目指している。

(3) 板野平(1928—2009)について

① ダルクローズ・リトミックに対する見解

板野は、ダルクローズのリトミックについて「教育内容を、リズム運動・ソルフェージュ・即興演奏の三部門から実施し、身体のリズム運動を通して、リズム感覚の成長をうながし、音楽を感じ取り、また表現するために必要な、心身の調整能力・精神的集中力・反応能力・反射性・自動性・直観力・記憶力などを高め、偶然・偶発性の中で音楽に身体的に反応することによって、これらの諸感覚機能を高めようとしたのである。そしてこれらの感覚機能の高まりと音楽的経験が融合することによって、音楽的イメー

ジを育て、芸術的な想像力とか創造性を高め、人間形成に資することをねらいとしていったのである。以上のような教育内容とか教育課程をとることから、特にすぐれた音楽的才能を持たない子供にでも、感覚機能を育て上げ、音楽性をもたせることができる画期的な教育といえるのである。また、音楽の原理的なものや法則的なものの上にならば、段階的に音楽的才能を身につけさせる内容であり、音楽学生にとっても必要な教育である¹³⁾。」と述べている。

また、「リトミックは非常に創造的な教育であり、それは、幼児を創造的に育てるばかりでなく、教師自身も創造的なインスピレーションをもって参加するようになるということである¹⁴⁾」としている。

② 板野平の教育観

板野は、幼児に音楽を教育する目的や意義について、「歌がじょうずにうたえとか、楽器が上手に演奏できるということは、音楽することの直接の目的ではなく、それは、目的を達成するため手段である」と述べている。また、「音楽教育の目的、意義は、人間の精神生活の広がりあるいは向上であり、そこに教育的価値がある」と述べている¹⁵⁾。

③ 指導方法

板野平の教育観を基にした指導法について、板野平 溝上日出夫 日本器楽指導連盟共著『ダルクローズ教育法による新しい幼児の音楽教育』(全音楽譜出版社、1969、全125p)を参考にし、以下に整理した。本書では、一年間の幼児の指導内容を一時間ごとに提示し、具体的な内容を、段階的に示してある。板野は、「この指導書は、あくまでも参考書であるので、教師の創意工夫によって指導を展開してほしい」と述べている。そして次の五項目を基本的な考え方として考案したとしている。

1. 音楽反応 リズム、旋律、和音などに身体的に反応する。
2. 想像的活動 幼児の日常生活、自然界の事物と現象などをテーマに、想像的に活動を展開し、模倣することから発展して創造的に表現し、その意欲を高める。
3. 音楽の演奏活動 歌うことや楽器演奏することを、音楽反応や想像的活動と結びつけ、幼児の生活に密着した幅広い視野の中での芸術的経験を広めていく。
4. 音楽的訓練 聞く、読む、書く、即興的に歌ったり弾いたりするソルフェージュ。「2」の想像的活動と合わせて指導すること。この音楽的訓練は、単なる練習として終わらず、創造的教育への道具を整えるものとして考えられている。
5. 音楽的鑑賞活動 幼児の音楽性は、良い音楽を聴き、それに直接反応し、反射的に身体的活動することから鋭い感覚をもち、啓発され高まるものであることをふまえ、美しい音楽を聴くことが重要である。

本書で提案されているカリキュラムのうち、学期始めである4月、9月、1月のカリキュラム内容を、表1で示す。

以上、板野は「音楽教育の価値を、人間の精神生活を豊かにするもの」と捉え、また「ダルクロワーズのリトミックが、音楽を学ぶことに対して、いかに理にかなった健全な教育方法論であるか」ということを述べている。実際のレッスン内容は、指導者の指示によって幼児が身体表現するというもので、活動では、様々な動物の表現をするなど、幼児の想像性を発揮させるような内容が用いられており、「幼児の表現を画一的に規制しないよう留意するように」と記載されている。しかし、その一方で、「リズム、速さ、強さが正確に表現されているか、幼児をよく観察するように」とも述べられており¹⁶⁾、幼児が想像力豊かに自由に表現することを良しとしながらも、音楽的な要素に関しては正しく体得することを求めている。板野はリトミックを音楽の1教育方法論と捉えており、活動では音楽の様々な要素を体得することが目的となっている。

III-3 考察

調査2において、小林宗作、天野蝶、板野平のリトミック観を概観し整理することによって、その教育観の違いが明らかとなり、我が国の幼児の教育としてのリトミックが、三つの流れをもって現在に至っていることがわかった。一つめは、小林宗作の音楽的要素を体得することを基盤とした「リズム教育」。二つめは、天野蝶の体育の基礎訓練として普及されてきた「幼児リトミック」。三つめは、板野平の音楽教育としての「リトミック」である。また、これらリトミックには、人格形成に寄与する、および、子どもの生活にリズムカルな良い影響を与える、といった共通する見解も持ち合わせている。そして、三人の教育観や教育目的には差異があるにも関わらず、実際の指導内容は、音楽の要素を身体表現を通して学ぶ、という同じ方法で展開されている。各々の著書では、「レッスン」や「訓練」といった文言が使用されており、音楽の要

素を正確に身体表現することが求められている。つまり音楽の要素を幼児なりに理解することが求められており、著書を見る限りでは、音楽学習の為のテキストだと捉えられても否めない。

IV 全体の考察

以上、調査1では、「要領」「指針」より、保育において「音楽」がどのように捉えられているのかということを整理し、「音楽-子ども-保育者」、「音楽-子ども-音」、「音楽-子ども-イメージ」、「音楽-子ども-表現」の4つの視点を見出した。保育においては、豊富な音楽経験を通して音楽に親しみ、音楽で自己表現することを楽しめるようになること、音楽が自己表現手段の1つの選択肢となることがねらいとして挙げられていた。また、調査2では、小林宗作、天野蝶、板野平の教育観や指導方法について整理し、我が国で一般的に「リトミック」と一括りで捉えられているこの教育方法論には、3つの流れがあり其々の見解があることを示した。また、教育観に相違がみられるにも関わらず、先駆者3人の指導方法は非常に音楽教育的な内容で、音楽を構成する様々な要素を身体表現を通して体得する、という方法が展開されていることに共通点が見出せた。

(1) 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」における「音楽」と、リトミックとの共通点/相違点

「要領」「指針」における「音楽」と、「リトミック」における共通点を以下に述べる。まず、「要領」や「指針」では、「感じたことや考えたことを動きで表現する」また、「リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ」「身体表現を通して音楽を楽しむ」ということが記述されており、身体表現を用いた活動が盛り込まれている。そして、リトミックにおいても、「音楽を身体表現を使って理解する」ということが教育方法の特徴である。よって「身体表現

表1 『ダルクロワーズ教育法による新しい幼児の音楽教育』より 4月、9月、1月のカリキュラム

月	レッスン	内容		教材
		(活動)	(音楽要素)	
4月	1	お散歩 走る 坂道を登る 手をうつ 楽器をうつ	いろいろな速さと強弱	きらきら星
	2	風の動き ピアノといっしょに 時計あそび	いろいろな速さと強弱	とけいの歌
	3	動物をまねる まりつき 楽器の音あてと数あて	いろいろな速さと強弱	ちょうちょう
9月	1	いろいろな乗り物 楽器をうつ 音に合わせて動作する 楽器を演奏する	だんだんはやく (アッチェランド) だんだんおそく (リタルダンド) 「ド」と「ソ」	ヘリコプター 超特急ひかり 思い出
	2	汽車とトンネルごっこ いろいろな道具 花をつくる 音に反応する 音を書く	リズム反応 リズム 二分音符、四分音符 八分音符 スキップ 「ド」「ミ」「ソ」	道具のうた
	3	スキップしよう うさぎになる 歌を聞いて楽器をうつ 聞いた音をうつ	リズム リズムパターンについて 和音ドミソ	うさぎがピョン くつがなる ママとかけっこ お舟はぎっちらこ 子供の王様
1月	1	たこあげしよう 歌をうたう 楽器をうつ 聴音 書く	音の高低 リズム 二分音符、四分音符 八分音符 スキップ 旋律フレーズ 「ド〜ソ」	たこ
	2	お家の人 音符を書く 音の花を拾う 聴音 書く	リズム 二分音符、四分音符 八分音符 スキップ 「ド〜ソ」	おかあさん

を用いた活動」という点で共通している。しかし正確には、「要領」「指針」における「身体表現活動」と「リトミック」は、「身体表現を用いた活動」という点で共通しているものの、其々の目的は異なっており、活動に対する目的は違うけれども、表面的には同じような活動に見える、ということが指摘できる。

次に、「要領」「指針」における「身体表現活動」と、「リトミック」における相違点を以下に述べる。「要領」「指針」における「身体表現活動」と、リトミックとの最も大きな相違点は、「生活に密着した音楽活動」と「結果の求められる音楽活動」の違いであるといえる。保育環境という特別な空間において、「音楽」は周囲の人と影響し合うもの、共感が得られものなど、コミュニケーションの手段であり、自己を表現する手段である。配慮事項に「日常生活と乖離した特定の技術習得に偏らないよう配慮すること」と記述されているように、歌うことや身体表現すること、演奏することといった活動そのものの技術を向上させるというよりは、それらの活動にいきいきと参加し、各々が自分らしさを出し合っていて、保育者や友達と影響しあいながら楽しめることに価値が置かれている。一方、我が国の「リトミック」を先駆者の教育観や指導方法から捉えると、何か教育目的があって、音楽の諸要素を体得する経験を通して目的が達成されるよう導く、或いは、音楽そのものを学ぶための方法論だと捉えられる。勿論、幼児が能動的に楽しんで参加できるように指導内容は工夫されているが、そこには程度はあるものの、制限があり、成果が求められている。

(2) 保育におけるリトミックの意義

「要領」および「指針」では、音楽的活動において、日常生活と乖離した特定の技術習得に偏らないよう配慮することが記述されており、目標を掲げた音楽教育的な活動は重視されていない。よって、保育における「リトミック」の意義を考える上でも、何かを体得するために身体表現活動をする、というような指導内容ではなく、「要領」や「指針」で重視されている「自己表現」「コミュニケーション」ということをキーワードにした「リトミック」を考えていかななくてはならない。自分が何を考えどうしたいのか、そしてそれを表現することによって周りとの繋がりができ、関係が深まるような活動が保育実践には求められている。このような見解を根拠に据えて、調査1で示した「保育における音楽の捉え方」の4つの視点に対して、どのようなリトミック的アプローチができるのか、ということ考察していく必要がある。

また、本稿では、小林宗作、天野蝶、板野平の教育観について整理し、彼らの指導方法について概観したが、現行の「要領」や「指針」で求められている内容とは隔たりがあった。本来、リトミックが身体表現だけで成り立っている教育方法論ではないことや、ダルクローズが音楽的能力の発達のみならず、人間全体としての発達を目標にリトミックを考案していることなど、改めてダルクローズの教育観を追究する必要がある。特に、ダルクローズのリトミックにおいて、「自己表現」「コミュニケーション」ということが、どのように考えられているのかということを検討すべきである。これらは今後の課題としたい。

注

- 1) 長島礼 (2013) 「我が国におけるダルクローズのリトミックの現状と課題—社会的認知という視点から—」日本ダルクローズ音楽教育学会口頭発表資料
- 2) 長島礼 (2010) 「保育現場におけるリトミックの理解に関する一考察—質問紙調査から見える課題」『関西学院大学教育学論究』第2号 pp.97-102
- 3) 大場幸夫監修 (2008) 『ここが変わった! 新 保育所保育指針 改訂のポイントと解説』チャイルド本社 pp.24-25
- 4) 厚生労働省編 (2008) 『保育所保育指針 解説書』フレーベル館 p.55
- 5) 小林宗作 (1935) 『総合リズム教育概論』(岡田正章監修 (1978) 『大正・昭和保育文献集4』再録 日本らいぶらり) p.143
- 6) 同上 p.144
- 7) 同上 p.129
- 8) 小林宗作著 (1932) 『総合リズム教育 基本 リズム体操 上巻』大衆書局印刷研究所 p.3
- 9) 天野蝶 (1969) 『天野式テクニック・リトミック』共同音楽出版 p.29
- 10) 同上 p.29
- 11) 同上 p.30
- 12) 同上 p.30
- 13) E.J. ダルクローズ著 板野平訳 (1970) 『ダルクローズ・リトミック教則本 リズム運動』全音楽譜出版社 著者の略歴
- 14) 板野平 溝上日出夫 日本楽器指導連盟 共著 (1968) 『ダルクローズ教育法による 新しい幼児の音楽教育』全音楽譜出版社 p.4
- 15) 同上 p.4
- 16) 同上 p.40 p.94